

平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	3	府省庁名 総務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他()	
見直し項目名	電気通信システム信頼性高度化に必要な電気通信設備に係る課税標準の特例措置の廃止	
見直し内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本特例措置を廃止する。 	
〔関係条文〕	〔 地方税法附則第15条第20項 〕	
廃止又は縮減の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象を資本金50億円未満の事業者に限定することを前提に検討を行った結果、対象となる事業者数が僅かであるとともに、投資額もこれまでの実績に比して小規模であり、支援措置としての効果が見込めないことから、制度延長の要望は行わないこととした。 	
増収見込額	837	(単位:百万円)